

令和 8 年度戦略分野新製品開発促進事業事務局業務に係る
プロポーザルに関する説明書

1 事業概要

(1) 事業名

令和 8 年度戦略分野新製品開発促進事業事務局業務

(2) 事業目的

国は、宇宙、半導体、GX、フュージョン等の戦略分野において、官民連携による先手を打った戦略的な投資を行うことで、先端技術の開発と社会実装を加速させ、日本経済の新たな成長の実現を目指すこととしている。

本県は、研究機関やものづくり産業など科学技術と産業が集積しており、先端技術の開発や社会実装をけん引できる優位性を持つが、県内中小企業は物価高騰の影響など様々な経営課題を抱えており、設備投資などの成長投資に踏み切りにくい状況にある。

このため、物価高騰に直面する中においても、成長が見込まれる戦略分野における新製品開発や新分野進出を目指す県内中小企業を支援し、競争力向上を図るため、新製品開発に要する経費を一部補助する「戦略分野新製品開発促進事業」を実施する。

本事業の実施にあたり、科学技術分野に関する知見を有するとともに、審査員となる学識経験者等との豊富な人脈を有する事業者に事務局業務を委託することにより、円滑かつ的確に事業を実施することを目的とする。

(3) 業務の内容等

仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 提案額

19,970,776 円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲とする。

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 競争参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は団体であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び資金等の経営基盤を有する者であること。
- (4) 過去に同種または類似すると認められる業務について、相当の実績を有する者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 担当部局

茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
電話 029-301-2499 メールアドレス kagaku02@pref.ibaraki.lg.jp

4 提出書類及び部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

- | | |
|--|-----|
| (1) 企画提案提出書 (様式第 1 号) | 1 部 |
| (2) 資格要件に係る申立書 (様式第 2 号) | 1 部 |
| (3) 企画提案書 (任意様式。但し、次の事項を盛り込むこと。) | 8 部 |
| ア 業務企画案
仕様書を基に、業務実施方針及び業務実施手法等の詳細を提案すること。 | |
| イ スケジュール
業務を遂行するための実施手順及び要員配置等を記載した計画を作成すること。 | |
| ウ 実施体制
(ア) 実施体制 (要員の配置予定及び役割分担等)
(イ) 配置予定者の業務経験等実績 | |
| エ 同種又は類似業務の実績 | |
| オ 再委託等の有無及び予定 | |
| (5) 経費見積書 (様式第 3 号) | 8 部 |
| 仕様書「8 対象経費 (1) ~ (11)」毎に数量、単位、単価及び金額を明記すること。 | |
| (6) 会社概要 (会社案内、パンフレット等) | 8 部 |

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 4 月 13 日 (月) 午後 5 時必着

(2) 提出先

上記 3 担当部局に同じ。

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メール。電子メールの場合は電子媒体の容量に応じて提出方法を指示するので、提出前に担当部局まで連絡すること。郵送の場合は特定記録郵便又は簡易書留等の記録の残る方法で提出すること。

6 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、(3) の評価項目

により審査する。

(2) 選定結果の通知

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 企画提案を選定するための評価項目

業務の方針及び手法	①事業趣旨の理解度 ②提案内容の的確性 ③工程の妥当性 ④見積額の妥当性
業務の実施体制	⑤要員配置等の適切性 ⑥配置予定者の実績
業務の実績	⑦同種又は類似業務の実績

7 質問の受付

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和8年4月8日（水）午後5時までの間、担当部局において電子メールでのみ受け付ける。

(2) 質問に対する回答日時及び方法

質問に対する回答は、令和8年4月9日（木）午後5時までに、電子メールにより行う。

8 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、用いる通貨は日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積合わせにより別途決定する。

(7) 契約書の作成を要する。

(8) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(9) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(10) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。